

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和6年6月25日

忠 岡 町 議 会

忠岡町議会ごみ処理施設調査特別委員会会議録

日 時 令和6年6月25日（火）午前10時40分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

ごみ処理施設調査特別委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	二家本英生
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	松井 匡仁
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
〃 委員	勝元由佳子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		生活環境課	高木 慶祐
	小倉由紀夫		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（前川和也議員）

それでは、全員協議会に引き続いて、これより第9回目の忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を開会いたします。

（「午前10時40分」開会）

委員長（前川和也議員）

なお、この会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、11番の勝元委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。前回に引き続きの特別委員会ということでご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今の進捗状況の中で資料に基づきながら、理事者のほうからしっかりとご説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。

発言される際は、議員や理事者の皆さんは、まずは「委員長」と言っていただいて、私がお名前を呼んで指名してから発言をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

それでは、入ります。

案件 ごみ処理施設の整備運営及び委託処理等の進捗状況について、お手元にご配付しております資料に基づき、理事者より説明を求めます。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

本日は、事前に配布させていただいております資料１を用いて、先般２月２２日に実施いたしました第８回ごみ処理施設調査特別委員会以降の本事業の進捗についてご報告させていただくとともに、資料２では、７月１６日に本委員会において視察を予定しております三木リサイクルセンターの概要について、資料３では今後、締結を予定している現施設解体及び新施設建設に係る設計・許認可について定めた実施協定の概要についてご説明させていただきます。

それでは、資料１をご覧ください。

資料に記載のとおり、令和６年４月１日より、ＳＰＣの建設した中継施設において、一般廃棄物を大型車に積替えし、三重県の民間処理施設へ運搬・処理委託を行うごみ中継事業がスタートしております。

写真は、上から重機を用いてごみを大型コンテナに積み替える様子、大型コンテナを運搬車両に積み込む様子でございます。

これまで２か月と少し、中継事業を進めてまいりました。住民の方から、手法が変わったことに対する苦情等はいただいておりますが、建屋内で大型車両がコンテナを積み下ろししている間は、安全確保のため、入場をお待ちいただいている状況が、特に土曜日に見られるとのことで、対応について協議をしております。

また、施設の出入口が従来位置からグラウンド側に変更したことにより、迷われる方がおられることから、中継施設入り口に分かりやすい看板を設置するとともに、７月広報において、直接申込みの経路等について、再度、周知を図ってまいります。

施設運営における臭気・振動・騒音につきまして、現状、苦情等はございません。この施設は、騒音規制法等に定める届出施設ではありませんが、事業者において年２回の測定を実施し、その結果を報告していただく予定となっております。

下段の全体スケジュールにつきましては、前回報告時と変わりなく、今後、新施設の設計や許認可を行うための実施協定を締結し、設計・許認可を行っていくこととなります。

実施協定の内容については、追って資料３にてご説明させていただきます。

続きまして、資料２をご覧ください。

こちらは、７月１６日に視察を予定している三木リサイクルセンターの概要資料でございます。当該施設内には、資料のとおり、多くの施設や事業がございますが、本町の事業の参考となるのは、０７、三木バイオマスファクトリーであります。

この施設は、地域から発生する廃木材や食品残渣等のバイオマス資源と廃棄物を混焼し、発電を行うものです。

焼却設備は三菱重工環境科学エンジニアリング株式会社製のストーカー式焼却炉で、処理能力は、日量220トンの炉が2基、設置されています。

建屋及び構造等は、本町における新施設のイメージに近いものがあると思われます。

また、資料にもありますように、三木リサイクルセンターでは、近くに大手スーパーマーケットの直営農場等があり、食品系廃棄物を堆肥化し、農地に返す活動とともに実施されるなど、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を構築している点においても、本町の公民連携事業の参考になるものと思われます。

視察当日は、質疑の時間も設けていただくよう調整しておりますので、詳しい点につきましては、当日、ご質問いただければと思います。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちらは、資料1のスケジュールにて触れました実施協定の概要を示したものでございます。

協定名については、仮称ですが、新施設整備運営事業及び現施設解体事業における設計及び許認可取得に係る実施協定で、基本協定で定める新施設実施協定に当たりますが、今回の協定は設計業務と許認可の取得に関し、実施主体と費用負担等について定めるものでございます。

今後、設計及び許認可取得が進んだ段階で現施設解体・撤去及び新施設整備についての実施協定を締結してまいります。

それぞれの役割については、資料中ほどの協定の概要に記載のとおり、新施設整備、現施設解体・撤去に係る設計・許認可は、事業者の責任と費用負担において実施するものとしており、一方、忠岡町は、土地所有者として、土壌汚染に関する調査について、責任と費用負担を負うものとしております。

また、設計については、協定第7条・第8条のとおり、基本設計と実施設計に分かれますが、そのそれぞれにおいて、事業者は設計図書を町に提出し、これまでの提案内容や各種基準に逸脱していないか確認を受けることを定めております。

本協定を締結した後、まずは新施設の基本設計を進めていくこととなります。事業者よりプロポーザルにおいて企画提案書が提出されておりますが、その提案書の中には、新施設の配置・動線・焼却炉の形式・システムフロー・排ガス処理設備の一般的な構成と運転条件・焼却する廃棄物の種類等が示されています。

それらの内容をベースに設計作業を進め、協議を重ねる中で、基本設計図書として取りまとめていく予定ですが、次回の特別委員会においては、その進捗についてご報告し、その次の機会には、基本設計の全体像をご報告できようかと思います。

基本設計が一定、完了した段階で、実施設計及び環境アセスメントへと進んでいくこ

とになりますが、こちらについても、その進捗について、その時期の特別委員会においてご報告させていただきます。

本協定につきましては、現在、事業者側と内容のすり合わせを行っている段階となりますので、概要版でのご説明とさせていただきますが、定める役割の部分については、先ほどのご説明のとおりでございます。

今後、最終の文言確認を経て、協定を締結し、施設設計へと進んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

小倉課長からの説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたしますが、毎回、この委員会で申し上げております。ご質疑は説明のあった範囲内で、配布された資料の範囲内でよろしくお願いいたします。

それでは、これよりお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、何点かお伺いいたします。

今、中継施設が動いているってことなんですけども、先ほどの説明では、今、特に苦情はないということで、ただ、土曜日の受入れの際は、中で作業しているときは入場規制をかけているということだったんですけども、平均すれば、大体どれぐらいの方が外で待っているとか、構内で待っているっていうのはあるんでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

施設内に入ることができずに、路上のほうで待機している台数ですけれども、おおむね二、三台というところで聞いております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

特にその方から、まだ入られへんのかっていった、そういった苦情とかは特になん

でしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

一定、そのようなご質問もございますけども、事情のほうを説明して、ご理解をいただいているところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。じゃあ、次の質問に移ります。

中継施設ということで、ここにも写真のところに、大型トラックですか、10トン車ですかね、写真、写っているんですけども、もともと、この施設、始まる前に、大体10トン車、1日2回ぐらい動くんじゃないかっていう話を伺っていたんですけども、実際、運営してみて、4月、5月、6月に今、なっているんですけども、大体当初言っていたとおり、1日当たり2台ぐらいで運び出しているっていう認識でよろしいのでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

平均いたしますと、1日当たり2台ぐらい、あと、粗大ごみの搬出が重なる場合は3台のときもあるというふうな状況でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

当初の大体予定どおりで、粗大ごみの運び出しがあるときは、3台目、3台、行くかもっていつときがあるっていうことですね。分かりました。

あと、忠岡町のごみを乗せたトラックですよ、このトラックについては、どのよう

なコースで三重まで運び出していますでしょうか。道順についてちょっと教えていただきたいんですけども。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらの道順なんですけども、ルートの的には今、こちらのほうに資料がないんですけども、2ルート、3ルートございます。クリーンセンターから出まして、臨海線の岸和田のインターを乗る場合、それと、助松で乗る場合もあるんですけども、そこから阪神高速を通っていただきまして、西名阪、名阪国道通っていただきまして、伊賀のインターチェンジの名前は忘れたんですけど、そこからもう直接、三重中央に運んでいるコースでございます。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、そうしましたら、基本的には臨海線使って、湾岸線に乗ってっていう形なんですけども、忠岡町内、例えば、さつき道路を通って山手のほうから抜けていく、阪和高速のほう通って行くっていうルートは使っていないという認識でよろしいでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今現在、中継施設から出る、いわゆるごみで、可燃と粗大の分があるんですけど、そちらについては、そちらのルートは通っておりません。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そうしましたら、ちょっと次の質問に移ります。

実施協定、このスケジュールのほうにも書いてあったんですけども、実施協定の中で、先ほど、当初から２段階っていう形で結んでいくっていうことで説明は聞いていたのですが、１段階目は設計と許認可についての実施設計、２段階目は旧施設の解体と本施設の建設っていう実施協定っていうことと言っていたんですけど、それで認識、間違いないでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

解体と建設については、別になる可能性もございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

可能性っていうことなんで、今回、１本でやってしまうっていうこともあるっていうことですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

時期、タイミングの問題もありますので、ちょっとその辺は見極めないといけないかなというふうに考えているところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では、タイミングということで、ちょっと次の質問に移ります。

実施協定なんですけど、スケジュール上では、令和６年度中に実施協定を結ぶっていうのをこちらにも書いていますけど、ここの説明の中では、まだ時期が未定っていうことになっています。基本的には６年度中なんですけど、大体、何月ぐらいをめどに結ぶ予

定にしていますでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今回、このような場を設けていただきまして、ありがとうございます。

このごみ調査特別委員会で、概要版を説明しまして、こちらのほうの実施協定につきましては、できるだけ早い段階で協定を締結していきたいというように考えております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、ある程度、内容が、事業者との協議、した上で、しっかりしてきた段階で、もうできるだけ早い段階で実施協定を結ぶってということなので、今、もう6月の末なので、早ければ秋とか、今年度中、今年中ってということも考えられるということによっていいんでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

次回のごみ調査特別委員会が、本会議の、併せて行っていただくということになっていますので、それまでには実施協定を締結したいというようには考えております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、次回、大体ね、本会議中にこの会議、開いていただいていますので、大体、9月ぐらいをめどにっていう形のことでいいですね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

9月までには締結するっていう運びでございます。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

9月頃までにはっていうことなんですけども、やっぱり今ね、一般質問でも述べさせてもらっていたんですけども、やっぱりどうしても、この新施設について、なかなか分からない、どういうものができるのか、どういうものを燃やすのかっていう中で、やっぱり住民の中でも、やっぱり不安があるんですね。そういった中で、実施協定を結んでしまいますと、やっぱりもう計画、さらに進んでしまうということなので、やっぱり一旦、その前にね、一旦、住民説明をもう一度やっていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今回の実施設計の中身を、ちょっと概要は見ていただいたら、ちょっと分かると思うんですけども、こちらのほう、皆さんが気になっっています施設の持込みごみがどうなるのかとかいうようなところを実施協定で結ぶわけではございません。費用分担をどうしていくのか、そのような形の実施協定になりますので、実際のところ、住民説明っていうようなことは考えておりません。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、今回、結ぶ分に関しても、燃やすごみとか、どういう種類っていうのはまだ

決めていないってということなので、多分、実施協定を結んでから、アセスとかそういったものをつくっていくって話なんで、この段階においても、何を燃やすのかっていうことも決定ができずに次のステップへ進んでいくってことですよね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

設計が進んでいきまして、アセスの段階になりまして、それと、法的に住民の説明っていうか、そのような形で公開する、住民の意見を聞くという場になりましたら、その時点で住民の意見を聞くという場になっていくと思います。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと今回のやつって、普通の産廃の民間業者がやるときは、そういった形で進んでいって、住民の声も聞けると思うんですけども、今回、結んでるのやったら、公民連携方式なので、一旦、結んでしまうと、途中で止められない。忠岡町側も、そういう答弁、いっぱいあったと思うんです。やっぱり、止められないのに、そこで住民の理解を、住民の話を聞いて、どうするかっていうのは、それ、順番、逆のような気がするんですよね。

やっぱり公で進めるからには、やっぱり住民の意見っていうのは必ず必要になってくると思うんです。それを全くブラックボックスのままでね、計画を進めていくっていうのは、当然、後から、今でも住民の不満の声が出ている中でね、今後、先、やっぱり実際、建設に進むにつれてね、もっともっと不安な声が出てくると思うんです。やっぱりそういうのを事前に止めようとするために、やっぱり行政の努力っていうのは必要だと思うんです。そのためにね、やっぱり実施協定する前に、やっぱり何らかの忠岡町の方針を示して、その上で住民に説明していただく、それが多分、本来の形やと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、議員、おっしゃっているような段階っていうのは、アセスメントの段階で、それは必ずやっていくような問題だと感じております。

本協定は、あくまでも設計と許認可を行うに当たっての役割分担を定めるものでございます。基本的には、プロポーザル手続において事業提案を受けた上で事業選定を行ったものとなりますので、当初の提案内容を押さえる、もしくは法令に違反するようなことがない限りは事業を進めていくものとして認識しております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

法令に基づいてっていうのは、確かにそれは基づいていかないといけないと思います。ただ、やっぱりそこに住民の声が反映されていない、そういった中での、法的に進めていく。それは当然、法的的には進めていくのは、それに従っていかないといけないと思うんですけども、じゃあ、果たして住民が本当に望んでいるものか。そういったことについて、やっぱりそれは忠岡町が責任を持って説明しないといけないところではあると思うんです。それがまだなかなかできていない中でね、忠岡町として、この計画を進めていくっていうのは、ちょっとどうなのかなと思いますけど。これはもうね、多分、幾らこちらが話しても、同じような答えが返ってきますので、それを意見として言うておきますので。

以上です。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

ちょっと資料1のところで、ごみの中継処理状況とか、いろいろ書いているんですけども、粛々とこれ、向こうに運んで燃やしてもらっていると思うんですけども、ちょっと私の知り合いから、こないだ聞かれまして、粗大ごみをちょっと持って行ったときに、結構、今、二、三台、道路で待っているというふうに聞いたんですけどね、要は、二、三台ぐらいやったんええんやけども、年末になってきたときに、結構、時間がかかって、で、中身が見えないから、どないなってるんか分からへんって、あれ、ちょっと何とかせなあかんぞって言われたんですけども、そこでガードマンとか、係の人とか、

その人、ちょっと年末とか、混んでいるときは増やして、今、こんな状況やとか、もう、すぐ入れますよとか、そういうのをちょっと言うてもらわんと、大分長いこと待たなあかん、今までよりも待たなあかんと、こういうふうに、別に苦情でも何でもないんやけど、これ、何とか分かるようにしてほしいんやけどって言われたんですけど、その辺のところの予定っていうか、考えていらっしゃいますか。すみません。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどもご質問いただきまして、場外で並んでいる車両があると、その件につきましてはＳＰＣ側と協議もしている中で、ちょっと混雑時には、ごみの置き場所を変更するなどの対応をできないかっていうところで協議もしているところでございます。

以上です。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

今、これ、写真で見る限りでは、以前よりもかなりちょっと狭いですよね。半分しか使っていないから、それは当たり前のことなんですけども。その辺のところ、せっかくな、ええようにしようと思ってやっているんですから、その辺のところ、住民に不安を与えるというか、何してんねん、まだかとか言われるのね、苦情というのを極力なくしてほしいと思いますんで、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のね、この資料１の、下段のスケジュールのところでお聞きするんですけど、今回の、今年度中に締結する予定の実施協定、ありますよね。これの中身が、資料３、見てみると、設計許認可と土壤汚染の部分って書いているんですけど、この資料３のね、構成の中身、見ていたら、スケジュール表と照らし合わせて、環境アセスは入っていない

っていいんですよね。このスケジュールの施設設計と許認可の部分の二つだけっていいんですよね。運んでいる。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

新施設の許認可取得っていう中に環境アセスをやっていくっていうところの分は入ってくると思われます。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、許認可の手続の中に環境アセス、絶対せなあかんから、もう含まれていますよっていうことですかね。分かりました。そこは分かりました。

あとね、この協定締結ですけど、前回のときやったかな、もう聞いたと思うんですけど、当初、理事者側は、もう実施協定は1回、ぼーんとね、大きく締結すると言っていたけども、どうもその後、精査というか、事業をね、進めていく中で、ちょっと細切れというか、段階ごとに実施協定、締結しますっていうふうに、たしかおっしゃっていたと思うんです。

今回、だから、施設設計の部分と許認可業務のところの部分だけを協定、結ぶわけでしょう。そうしたら、今後、このスケジュール表の令和12年度のあたりのね、施設整備工事の矢印のあたりになってくると思うんですけど、また改めて別の協定を締結する予定というか、という認識で合っていますか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実施協定になりましたら、既存施設の解体というのが、まず、大きなやらなん事業が出てきますんで、また解体工事をするときに、その解体工事の実施協定というのをまた結びます。それと、また、新施設を今度、建築、建てていくということになりますので、そちらのほうになりましたら、またその辺の分の実施協定を結んでいくというよう

な運びでございます。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、おっしゃっている解体と新施設の建設が、令和12年度からの、この矢印の施設整備工事の部分ということでいいんですか。このね、スケジュールの、この矢印の数というんですかね、これと協定の数と一致していると思っていいのかっていう、単純にそういう話なんですけど。あと何回ぐらい実施協定を町理事者側は締結しようとしているのか、今の段階でどういうことになっているか、ちょっと聞いているんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実施協定というフレームで言いましたら、いわゆるここで、令和11年度末から令和14年度の末、こちらのほうで解体と施設を建てていくっていうことになりますので、最低でも、こちらのほうで実施協定っていうのは二つ、巻くことになります。

それと、この間に、またそういうような形で実施協定を巻かなければいけないというようなことがあれば、またそちらのほうをお知らせして、また協定を結んでいくということになるかと思われます。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとすみません、ちょっとよく分からへんかったんですけど、このスケジュール（案）ってあるじゃないですか、資料1のね。今回、この協定締結が施設設計環境アセス許可の部分でしょう。で、次の令和12年度のところが、解体・新施設建設の部分に係る次の協定としたら、また別で何か必要があれば、協定を結ぶ可能性があるって、そういうことですか。スケジュール表との対比というかね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

申し訳ございません、ちょっとややこしいこと、言うてごめんなさい。その後段のほうで、15年度から施設が運用しますんで、その運用について、どのような形を取っていくかっていう実施協定も結んでいくことの運びとなると思います。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうしたら、このスケジュール（案）のいろいろな矢印というか、スケジュール（案）の中の一番下の段ですよ、施設稼働・供用開始の令和15年度の矢印、ありますよね、供用開始。これのときに、また別個、共用部分も協定を締結するっていうことですよ。ということやったら、今回の締結を入れて、三つ、締結するということですね。分かりました。四つ。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

四つになります。今のところ。今回のを合わせて四つっていう形になると思われます。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、協定の数は分かりました。

で、細かい、そのところ、分かったんですけど、あとね、聞きたいのがね、ずっと前から、じゃあ、どういうごみをこの産廃施設で燃やすかっていうところについては、ずっと業者と協議中ですよっていうのを聞いていたと思うんです。今年度に入ってから、いろいろね、環境問題とか、新たに分かってきた部分とか、あつたりしますんで、生活

環境課のほうに問合せもさせてもらいましたけど、同じくね、業者と協議中と、これから決めていきますっていうお話やったんですけど、じゃあ、具体的に、じゃあ、忠岡町でどういうものを燃やすのか、ちゃんと害のないものにしてくれるのかとか、多分、住民のね、言うてる不安の部分って、今、そこだと思うんですよ、一番はね。そこの住民側の要望をもし訴える、するとすれば、どこのタイミングで言って、実施協定的にはどの協定に、そういうごみ、こういうものを忠岡町では燃やしますよっていうのが入ってくるのか、ちょっとそこのスケジュール的な部分をお聞きしたいんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今の質問と違ってね、一つ前の勝元委員のご質問で修正させていただきますか。

今、4回と言うたんですけども、供用開始、運用の協定が、施設の設置する場合の協定と一緒にあわせてする場合もありますので、それが3回か、もしくは4回になる可能性っていうことで聞いていただきたいと思います。

以上でございます。

建てるときに一緒にやる場合も出てくるかも分かりませんので。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

質問、戻りますけど、じゃあ、この令和12年度の施設整備工事のときに、もう全部まとめてやる可能性もあるっていうことですよ。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

必ず分かれてくるのは、解体の部分と、それと、新施設、建てる部分っていうのは、必ず分かれると思います。それと、新施設、建てたときに、運用の部分も併せて協定を結ぶかっていうのは、ちょっと今、まだ現段階では、ちょっとここでお言葉を控えさせていただくことで、4回もしくは3回というようなことで聞いていただければありがたいと思います。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、さっきのね、ごみの種類の話に戻るんですけどね、ごみをどうするかっていうの、多分、実際の供用開始のところ、運用の部分に入ってくるのかなと思うんですけど、忠岡町では産廃施設、こういうごみ、燃やしてくださいね、どうのこうのっていうのって、やっぱり今の段階から言っといたほうがいいんですよね。じゃないんですか。もう決めてしまうのがいつの段階で、このごみにしますって決めるか、そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

持込みごみでございますけども、提案書の中で、たしか13種類ほどあったかと思います。ちょっと覚えてないんですけども、新施設、提案を受けて建設されるわけでございますけども、事業者としては、これら13品目の廃棄物が処理できるような施設を今後、計画していくというふうなところで考えております。

ただ、実際に焼却できる、処分できる施設は造ってもらうんですけども、じゃあ、実際、個々、何を受け入れるのかっていうところについては、基本設計、終わって以降かなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その基本設計っていうのは、どこのことで、いつか言うてもらえますか。このスケジュール（案）の表の中で、どこのタイミングか言っていただけますか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

今般、実施協定を締結、予定しておるんですけども、その実施協定締結後、基本計画みたいなものを策定させてもらって、そこから基本設計のほうに移行して、基本設計を作成するスケジュール感を描いておるんですけども、おおむね6か月もしくは1年のスパンを検討しているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっとごめんなさい、私が全然分かっていないんですけど、今回、協定、締結するでしょう。で、小倉課長のおっしゃっている基本設計っておっしゃっていましたが、そういうのを策定していくっていうのは、令和7年から11年途中までの、今回の協定締結期間の間に並行してやっていくっていうことなんですか。

今、我々、聞いているのって、今回、締結する実施協定と、解体、新施設、設計するときの協定締結、で、もしかしたら、同時にするかもしれない供用開始の運用の協定、この存在は分かったんですけど、また新しいこと、出てきたでしょう、基本設計、どうのこうの。それは何ですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

委員、お示しの基本設計の作成とかっていう部分になるものに関しましては、令和6年度中頃、秋ぐらいから令和7年度にかけて作成していくということになります。そちらにつきましては、先ほど小倉課長のほうから答弁もありましたが、半年から1年かけて、そちらのほうを設計を立てていくということになります。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私の聞き方が悪いのかな、今、言うている基本設計は契約的なものになるんですか。どういうものになるんですか。協定内容じゃないでしょう。協定から外れたものでしょ

う。ちょっと何のことをおっしゃっているか分からへんで、説明していただいていいです。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実際のところ、環境アセスメントに入る前の基本設計になりますね。どういうものやっというようなところで。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

環境アセスのやり方を策定するんですか。何ですか。すみません、もう全然分かってない、ちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

基本設計については、まず、基本計画というものをつくりたいというふうを考えておるんです。この基本計画は、もう実施協定を今回、実施協定、締結させてもらう中で、許認可等について、実施協定を締結させてもらうんですけれども、それを基に、施設の概要のあらかたをまとめたような基本計画を作成すると。その基本計画に基づいて、いわゆる炉の形式とか、燃焼温度とか、施設の諸元とか、そういうふうなところの設定について検討を進めていく、それが基本設計かなというふうに今、考えているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ということは、この施設整備工事の工事が始まるまでに造ってしまうものっていうことですね、今の、聞いていたら。何しろ設計関係の主な計画でしょう。炉の、何か、こ

ととかっておっしゃっていたから。分かりました。スケジュール的には、多分、言うてるとおりで合っていますよね。令和12年度までについてということですね。次の協定締結までの計画についてということですね。分かりました。

ごみをね、実際にどうのっていうところが、どこの部分に係ってくるかっていうのを聞いているんですけど、ごみの種類云々っていうのは、どこの協定とかに入ってくるんですか。それか、この実施基本計画、基本設計の中に入ってくるってということですか。端的に答えていただけたら。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどから、基本設計、終わってからというふうなお答えをさせてもうているんですけども、ちょっと時期、タイミングが6か月から1年というふうな、ちょっとね、はっきりは申し上げられないんですけども、資料1でのスケジュール感で言うのであれば、地域エネルギーセンターの施設設計、赤い矢印の始まり、令和7年度のところから引いていますけども、その間には決まる、決めていくというところになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もう来年度中ぐらいには、ある程度、どんなごみを忠岡町で処理するかっていうのは、もう決まるってということですね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

実際に決まるっていうところまでは行かないと思いますけども、検討を進めていくと。実際に、もうこれっていうふうな決定までは至らないんですけども、その検討は進めていくということです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、単純な質問なんです、私が聞きたいのは。ごみを忠岡町でどんな種類を燃やすのかっていうところは、どこの段階の何に盛り込まれるのかっていう、そこを聞いているだけなんですけど、令和7年度中に検討を始めて、じゃあ、どこに最後、最終的に盛り込まれるんですか。盛り込まれないんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

申し訳ないんですけども、詳細的なスケジュール的なものを聞いていただくということなんで、担当のほうからお答えさせていただいても、委員長、よろしいでしょうか。

産業住民部（生活環境課担当職員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

高木さん。

産業住民部（生活環境課担当職員）

すみません、スケジュールのところをおさらいさせていただきますと、この資料1の地域エネルギーセンター、この施設設計環境アセス許可の矢印が、おおむね4年から5年、ございますけれども、この中で、まず、前段に基本設計、そして実施設計と環境アセスメントが並行してあるというようなスケジュール感を想定しております。

まず、この基本設計につきましては、提案でいただいたストーカ炉であって、どんな施設であってという提案をいただいていますけれども、それに基づいた施設の諸元というものをおおむね半年から1年間かけて決めていく工程になっております。これは、実施協定の締結後すぐに取りかかって、そこから半年、1年。そして、施設の方の形が決まりますと、続いて実施設計に進んでいくことになります。その実施設計と並行して環境アセスメントの手続も進めていくことになりますので、それを含めて、この矢印の4年から5年ということでございます。

そして、持込みごみの検討を行うタイミングなんですけれども、まず、基本設計で、施設としてどんなごみを受け入れることができる施設なのかっていうところが基本設計で決まってまいりますので、その基本設計以降、そこで、その中でも、特にこういうごみは持込み駄目よであるとか、こういうごみは持ち込める、そういった基準を決めていく期間となります。

そして、それを何に位置付けるのかということに関してですけれども、その基準を、

そこは専門家も含めた検討体、必要と考えておりますが、そこで決めた基準を、協定として盛り込むのか、また別の決まりですね、ここは先進市のほうでも、今、ちょうど基本設計が終わった段階でありまして、今、これからちょうど持込みごみの判別のスケジュール、申請手続とか、そういったスキームをこれからつくっていく段階と聞いておりますので、そういったやり方も含めて、今後、検討していきたいと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、どこに盛り込むか、協定に盛り込むのか、盛り込まないかとかは、まだ分からないということでもいいんですか。

時期はね、もうスケジュール感は分かったんですけど、最終、どこに入って締結されるのか、されないのかとか、そこなんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

今のところ、は何に盛り込むかも含めて、ちょっとまだ未定。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のところ、本当にまだ大きいところでも決まっていない感じですね、聞いているとね。分かりました。それはそれで進めていただいたらいいんですけど、結局ね、私も最近ですよね、今年度、入ってからですけど、やっぱりいろいろね、各地で問題になっているような化学物質であったりとかするでしょう。最近、分かり出したようなね、化学物質とかもありますしね。そこが気になっているから、従前からね、生活環境課に、そういうのを含んでいるごみは、なるべく持ち込まないようにしてほしいということをお願いしているんですけども、ごみの種類の精査っていうところですけどね、多分、国の治験とか、今、やっている最中やから、国のほうがね、環境基準を定めたりとか、ある程度、データ、そろって、これは安全・安全じゃないとか、環境基準を定めるまでにね、忠岡町の計画のほうが進むの、早いと思うんですよ。

忠岡町が先にごみの種類ね、決めました。で、処理することになりました。でも、後になってからね、そのごみ、危ないよってなりましたって、それがね、我々住民からすると、かなわんって言うところが正直なところなんです。

だから、あらかじめ、もう安全だと分かっているごみに絞ってほしいって言うところがあるんですけど、そういった住民の要望って言うんですかね、ごみ種のところは、どの程度、聞いてもらえるのか。それとも、もうプロポーザルでね、提案で13種程度ですか、業者のほうからあったから、それを前提に、もう忠岡町のほうで、もう国がね、遅れて環境基準を設定しようが、もうごみ、勝手に言うたら語弊、あるかもしれませんが、もう燃やすごみ、決めるんだなのか、ちょっとそこら辺、どう我々の声、聞いていただけるのか、聞いていただけないのか、聞きたいんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

議員の不安っていうのは、今、ちょっと世間でもいろいろな形で、新しい、水に含まれる毒やとか、そういうようなところのことを先生、おっしゃっているんやと思いますけども、そちらのほうは、そういうのが反映できるようなシステムというのはつくっていきたいと思っております。

それと、基本的に、燃やしていただくごみっていうのは、搬入するときに、こういうごみになっていますっていうことになりますので、その時点で新しい法規制が決まりまして、そのごみは駄目よねというふうになれば、搬入はさせないというような、そういうシステムですよ、それをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

町のほうは、国の基準ができてから対応するということになるんでしょうけどね、事業にできる前に、もう燃やしてしもうてるがなっているね、そこを懸念しているだけなんです。特に、忠岡町でお聞きしたら、やっぱり私、問題にしてんのって、PFASとか、あの辺のフッ素化合物のほうなんですけどね、結局、そういうのを含んでいても分からないというか、含まれているような正常のね、ごみも、一応、一般家庭ごみでも含まれている正常のものやから、何か搬入するようなこともおっしゃっていたからね、そ

こがかなり気になっているっていうのは、一般家庭ごみで、一般住民が出すごみの量と、産廃として、そればかり大量に持ってくるのとでは、やっぱり全然違いますから、化学物質なんかはね、当たり前ですけど、元素ってなくならないでしょう、燃やそうが、何しようが、温度、変わろうが。そこなんですよね。消えないものをどうするんだっていうところは、忠岡町のほうできちんと考えていただきたいのが1点と、あと、もう1点が、化学物質のところを考えていただく上で、町のほうが、やっぱり専門職がいない、事務方さんがね、全部やっているというところで、もしかすると、業者側の受け売りじゃないですけど、大丈夫ですよ的なことも聞いて、うのみにせないかんみたいなのところがあるんじゃないかというところが不安があるんですけど、そのね、知識のないところをどうカバーされていくつもりなのか、一番そこ、気になるんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

まだぼやとした段階なので、ちょっと発言するのはどうかとは思いますが、この持込みごみの受入れ、個々の廃棄物の受入れについては、搬入される廃棄物の審査会的なものが、ひょっとしたら必要ではないかと。もちろん、そこには専門家を交えてちょっと意見を伺う、そういうふうな場が必要ではないかと、私ども事務方では考えているところでございます。

ただ、ちょっと今の時点で、はっきりこういうふうな組織を立ち上げてやっていくっていうところまでは、もう返事はできないんですけども、一応、構想としては、そういうようなところも持っておるというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

審査会がいいんかは別にして、やっぱりね、専門家でないと、こんなん、分からへんと思うので、そこは町のほうでね、業者の意見も聞いていただいたら結構ですけど、ちゃんと中立的にというか、きちんと国のね、基準、できるまでの間にでもね、そういう健康被害じゃないですけど、やっぱり環境的な部分で影響、出ること、ないかっていうところは、ちゃんと検討していただかないと、後になって、燃やしていましたわみたいになったら、またそれはそれで、何か被害訴訟じゃないですけど、なるんかなとか思ったりもせんでもないのが1点。

で、もう一個ね、今、審査会っていう言葉が出てきたのでお聞きするんですけど、先ほどからもね、この新施設整備のところで、プロポーザルで提案したのを事業選定したっていうことをね、頻繁に何回かおっしゃっているんですけど、そのプロポーザルのところが、予算委員会的时候も何人かの委員さんからお声、あったと思いますけど、代表企業と利害のあるね、方が先生に入っていて、私も最近、知ったんで、あれですけど、そのプロポーザルの疑義がね、今、生じてきている状態で、この新施設整備に係るね、実施協定、ほんまに締結していいんか、このプロポーザル内容、ほんまに大丈夫なのかっていうのは、正直、私、思っているんです。というのが、プロポーザル、私、開示請求をさせてもらって、採点表も全部見ましたけど、1人だけね、飛び抜けて95点とかっていうね、すごい飛び抜けた変な点数をつけている人が1人、委員でいたんです。ほかの人は70点平均ぐらい、最低57点で、そんなね、高い点数じゃないのに、1人、飛び抜けている人がいて、その人が、もし平均的な点数をつけていたら、忠岡町の合格ラインにね、設定していた7割のね、点数、満たなかった可能性、結構大きいんですよ、点数計算していると。

なので、利害のある方が、もしね、異様に高得点をつけていて、げた履かせたお陰でね、これ、合格点に満たしたことになるってね、連携、相手業者にもし、なっていたんやったら、そもそも、この業者さん自体、落ちていたはずの業者っていうことになるでしょう。そういう不安のある業者と実施設計というか施設設計自体ね、やっていいのかっていう、そこは町としてどうお考えですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

（仮称）忠岡町地域エネルギーセンター等整備運営事業審査基準書に基づいて、事業者の選定でございますけれども、経営状況等の書類審査による評価と、あと、提案書に基づく提案審査の評価の合計を総合評価点として選定を行ったところです。

提案書に基づく提案審査、プロポーザルのほうですけども、こちらの評価では、仮に最高得点者を除き、残りの委員の評価を平均した評価点をもってしても、総合評価点で本企業体が優先交渉権者ということになりますし、仮に最高得点者が0点であったとして、残りの委員の評価を5で除した場合、割った場合でも、本企業体は優先交渉権者となることを確認しているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

1回、勝元委員、次の質問でほかの方に代わりますので。

委員（勝元由佳子議員）

代わりますけどね、多分、同じ表をね、私、開示請求してもらっているから、そちらの持っているものをもらっているんですけどね。私も計算しているから言っているんですけど、多分、ほかの、ごめんなさい、その飛び抜けて高得点の1人の方の点数を除いてね、残りの4人ですよ。4人の委員の点数をね、平均したら、多分、基準点の7割ですよ。満たないでしょう。1人54点という、そんな飛び抜けて低い人がいてるんやから。と思いますよ。私が計算、間違えているんやったら、あれですけど。そこですよ。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

まず、総合評価点でございますけども、議員がおっしゃる提案書に基づく提案審査の点数と経営状況等の書類審査による評価の合計点で判断しておりますので、その結果、本企業体が優先交渉権者となっているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もうこれ、ちょっと最後に。

委員長（前川和也議員）

これ、最後ですね。

委員（勝元由佳子議員）

一応ね、この件、もうこれで終わっておきますけど、思い切り、公然の事実でネットにも出ているしね、業者のパンフレットにも載っているようなね、ビジネスパートナーの人を入れているわけでしょう。そもそも、その業者選定が、やっぱりおかしいというところは指摘させてもらいますし、その経緯もちょっと不明なんで、そこはちょっとまた改めて質問します。取りあえず一旦、置きます。

委員長（前川和也議員）

お受けいたします。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

実施協定が何回かに分けてあるということのご説明であったんですけど、今回ね、この資料3で見たら、9月までには実施協定、一つ締結したいということで、費用分担のみというご説明があったんですけど、協定の概要が、事業者の費用負担と、町は土壤汚染に関する調査を行うと、この費用負担が出てきているんですがこの費用負担のみを9月までに締結をされるということでよかったのでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

役割と費用負担を決定すると。その部分についても協定を締結するというところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

土壤汚染ですから、取りあえず上の建物がなくなると、土壤調査はできないんですよね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

まず、土壤汚染の調査、するに当たりましては、クリーンセンター自体のその土地の利用履歴をたどって行って、汚染のおそれがある土地であるかないか、それを教え調べる地歴調査というものを実施いたします。これについては、6年度の予算でクリーンセンター地歴調査実施業務委託料を計上しているところでございます。

焼却場でございますので、汚染のおそれがある土地となれば、調査箇所を決定して、調査という形にはなるんですけども、今年度は仕様書を作成して、実際、土壤の調査、するのは、来年度以降かなというふうに考えているところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そうしましたら、今のご説明ですと、その地歴調査っていうんですか、ちょっと聞き慣れない名前なんですけど、取りあえず利用履歴も見て、建物が建ったままの状態です、ありますからね、クリーンセンターね、その状態で、土壌汚染がどうなっているか、汚染があるかどうかっていうのが調査でできるんですよねっていうことですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

調査は来年度以降、やりますけども、実施に当たっては、アスファルトを割ったり、コンクリ、割ったりと、そういうふうなところも出てきます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そうしたら、建物が建った、あるいはアスファルトを割ったりとか、そういったところで調査もされるということだと思うんですけど、それをしたとしても、今度、建物を撤去すると。撤去した後に、また土壌汚染に関する調査ですか、これは町が責任を持つてするということになるんですね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

来年度以降、調査する中で、調査結果にもよって、例えば、土の入替えなど、措置が必要となった場合は、対応していくというところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今の焼却炉を撤去する時期というのは、このスケジュール表で見ると、施設整備工事が書いてあるので、令和11年度中に撤去をするということになるのかなというふうに思うんですけど、もちろん、撤去した後も、建物の下ね、その土壌はどないなっているかというので、それも町は責任を持って、これ、調査するということになるんですかね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほども対応措置が必要となった場合にはのお話をさせていただきましたけども、実際、土壌汚染、土壌対策ですよ、その措置が必要となった場合は、もう建物の解体工事と分けて、土壌の入替えとかを行うことは難しいというふうに考えておるところでございます。事業者による解体工事と、土壌汚染の対策工事は、一体で施工するような形について検討が必要かなというふうに、今、考えているところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そうしたら、一体、と今、ということです、その一体として出てきたときの費用負担はどうなるんですか。事業所が持つんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

土壌汚染のね、基本的な費用というより責任というのは、その土地の所有者にございますので、忠岡町が費用負担をしなければならないと考えております。

以上でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

素人考えで言いますとね、もちろん今、小倉次長が言われたように、建物を潰す前に、周りのコンクリートを割ったりして調査をするんだけれども、結局は焼却炉を撤去した後に、土地の所有は忠岡です。なので、責任を持って土壌調査をするというところで、随分ね、このスケジュールを見ると、随分先ですわね。なので、なぜ、こんなに早くね、費用分担の実施協定をするのかというところの説明はいかがですか。なぜ、今なんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

先ほど、小倉次長のほうからもありましたけども、履歴調査、土地のね、歴史的な調査というのは、私ども、していくんですけども、その以降の調査とかなってきまして、どちらの費用負担というところが、いろいろな形には出てきますので、そちらのほうで早い段階にこの協定を結んでいくということになっております。

以上でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

土壌汚染があるかないか分かりませんが、出てきたとしたら、また費用が要するというところで、そこは町が持つということで、幾らになるかは想像つきませんがね、まだまだ先のことになるかなと、先にその履歴調査されるということですけど、まだ先のことなのに、こんなに早く実施協定を結ぶ必要があるのかなというふうには思います。

これから実施協定、いろいろ分けてね、何回も、3回から4回ね、あるのかな、っていうところなんですけれども、やっぱり先ほど、勝元委員からの質問もあったけど、何を焼くのかとか、全く分からない状態でね、それも、いつ分かるのかっていうのも、全く私ら、分かんないんですよ。そんな状態で、まず、もう費用負担の実施協定を結ぶというのはおかしいなというふうに思うんです。

環境アセスのところもね、この施設設計許可の、この施設設計のところにもいろいろ入っていますので、どこでするのかも、ちょっとよく分からんのですわ。

そこで、やっぱりアセスの中で住民の意見も聞くというところもね、必要だと思いますし、こんな早くね、この9月に、費用負担だけの実施協定、役割と費用分担ですか、

その実施協定を結ぶというのは、急ぎ過ぎではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

どのような形でも、こちらの事業を推進するに当たって、こういうような形での、いわゆる役割分担、費用負担っていうのは結ばないと、事業者のほうも事業を進めることができませんので、結んでいくっていうことでございます。

以上でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

いろいろと今までも、し尿処理の施設も解体なんかしたりしていて、心配しているところはね、やっぱり環境がどうなるかというところが、住民が一番心配しているところなんです。新たな物質もね、出てくるかもしれないという心配もある中で、費用だけのね、分担だけを走らせていいのかということで、やはりきっちりとした科学者も入れて、アセスのところもね、よくよく調べて進むべきだというふうに思います。費用のことだけ進んやなくてね。ちゃんとした中身、それが分かんないままでどうなのかというふうに思います。

最後にちょっと答弁、お願いいたします。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

アセスに関しましても、費用がかかってきます。そちらのほうの費用とかの負担がかかってきますので、こういう形で取らせていただいているんですけども土壌調査の、委員のお示しの土壌調査というものは、私、冒頭で言いましたけども、これは忠岡町の責任でやらなければいけないというのは認識しております。

それで、今、現有施設がありますので、これが、どういう事業体がやるか、どういうごみ処理をするかって言ったとしても、そこに、言うたら、今までごみ処理をしていた

んで、土壌調査っていうのが発生してくるものでありまして、そちらのほうの調査もしていくということでございます。

議員がおっしゃっていたように、建物の下に、もう土壌調査しなければいけないのかっていうところがあるんですけども、そちらのほうは、土壌調査をやるときに、許可、土壌がありませんよっていうようなところの許可権者がございますので、その指示に粛々と従ってやっていくっていう方向になると思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

聞いてて、話、ちゃうやんかというふうに、実施協定を結ぶ際のね、谷野前部長の答弁と全然ちゃうことが今、ここ、議論されているので、私、聞くに耐えられないっていうふうに思いながら、ちょっとね質問させていただきますけれども、実施協定の締結ということをする前にすると、もう後戻りできないとね、言うてはるから、今はまだ後戻りできる、実施協定を結んでないから、だから何を燃やすかということとか含めて、そこで忠岡町が合意できなければ、実施協定は結びませんと、こう言っているんですよ。何を燃やすか分からへんの、実施協定、締結するって言うてるから、ええ、おかしいやないのと。まず、そもそも、その後の話、後から何か、どんなごみ、受け入れるのかを決めると、そして、環境アセスに入る、そんなところで基準を設けるとか言っているから、あれ、もう全然、話、ちゃうやんかということで、これは行政の継続性で、部長、替わっても、担当の次長、替わっても、やっぱり行政の継続性っていうのがあるので、この答弁は守られるのかということやから、実施協定を9月にね、締結したいと、分けてということ言っている、その実施協定、一個でも結んだら、もう戻られないんでしょう、きっと。というところがあるから、これは議会でも賛成された方も慎重にしないと、これ、後で話、ちゃうやんかって言ったって戻られへんと。もうのいてくれ言うても、やめます、言うても、やめれない。実は、この実施協定ね、どんな協定のね、文言になるか分からないけれども、基本協定は、忠岡町がやめたいと言っても、もう基本協定ね、結んでしまったら、忠岡町から申し出ても、相手は受け付けてくれないんです。相手からもうやめるって言わん限りは、もうこの基本協定ね、こないだね、結んだ、そこでは、もう忠岡から、何でそんな不平等な忠岡町に不利な基本協定を結んだかと聞いたら、谷野前部長は、忠岡町、やめる気、ありませんから、そういう必要がないから、抜きましたみたいな、そういう答弁だったので、だからそんなね、不平等な基本協定を結んで、今度もまた実施協定で、そんなふうに忠岡町からね、もうやめる気、ないから、

そういう不平等なん結んで、で、一旦、それ、基本協定、1回、結んだら、もう戻れないということがあるから、これはちゃんと何をどんだけの量を燃やすかということをやちゃんと明らかにしないといけない。問題にね、私、している一つの例が、大型のトラックとかのタイヤね。これをプロポーザルのときのね、事業者からの提案内容では、大型のタイヤも粉砕できる大型の粉砕機をしますということが出ているから、だから、それは燃やしませんってね、大型のタイヤとか、タイヤは受け入れませんって、最初、谷野部長さんね、前部長さん、言うてたんです。だけど、それは分かりません、協議します。でも、協議するのが、何と実施協定、結んでから協議するってなったら、これ、話、違うし、これは実施協定を締結する前に、はっきりと何と何と何を燃やしますということをやきちっとちゃんと議会と住民に説明してからでないと、結んじゃいけないと思います私。

だから、これは今の議論を今日、聞いていた話、全然ちゃうやんということで記憶されている方は少ないかと思いますが、私はすごく自分が聞いた質問やから覚えております。

だから、9月の実施協定の締結、駄目です。私、結んではいけないと思います。だって、9月までに議会の説明いうたら、9月議会のときにちょろちょろっと説明して、もう結びますよみたいな、住民説明会、しませんって言うてる。住民説明会、しませんって言うてるやん。

実施協定を結ぶまでに、やっぱり住民にちゃんと説明しないと、前回の基本協定を結ぶ前の住民説明会はね、何を燃やすかもはっきり何にも言ってない。こういうね、公民連携方式、しますよということだけで、中身、何もないんです。そういうね、ことで、だから、ちゃんとどういうものを燃やすのかということをや、ここでも明らかにしないで、もう実施協定、締結してしまうというのは、これはもう住民と議会に対して、本当に何にも言わないで、どんどん計画を進めているという、こんな進め方はおかしいと議会は怒らないといけないと思います私。

だから、何を燃やすかということをや実施協定を締結する前に、きちんと何を何トンね、トン数まで明らかにして、汚泥、入れるのか入れないのか、それもはっきりさせて、そして、ちゃんと住民に説明をして、住民の合意をここで得られないと、実施協定を結んではいけないと思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

以前の谷野部長のお話っていうのが出てきたんですけど、この本事業を、私ら、担当

としましては、後戻りするっていう考えはございません。

本協定は、あくまでも設計と許認可を行うに当たって、先ほどの答弁と一緒になんですけど、役割分担を定めるものでございます。

基本的には、プロポーザル手続において事業提案を受けた上で事業選定を行ったものとなりますので、当初の提案内容を間違える、もしくは法令に違反することがない限りは事業を進めていくものと認識しております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後戻りする気はない、それはね、変わらない。それはね、その答弁はありました。しかし、何を燃やすかを、ちゃんとそれを話ね、して、忠岡町が合意できないというものであれば、実施協定を結びませんと言うたのは、どうなるんですか、それは。忠岡町ね、合意できないっていうか、合意するも何も、何を燃やすかはつきりさせないで、合意させない。合意をね、する前提ですよ、何を燃やすかとか、そういうね、一般廃棄物のね、変わらないね、せやけど細かく言うたら、これはどうなんですか言うても、タイヤ、燃やすんか言うても、分かりませんと。いや、そういうことをね、ごまかして、基本協定を結びました、そして、実施協定までにね、そういう話があるから、それ、ちゃんとね、何、燃やすかいうのは、ちゃんとね、そういうのを協議してね、だから、今日はね、何をね、燃やすんかとかいうね、そういうね、話があるのかなと思って。古タイヤは燃やしませんって言うんかなと思ったら、そんな話もないと。それで、それは実施協定を9月に締結した後に、おいおい、どんなごみを受け入れるのかを基本設計のね、ときまでには何か話、して、そして、その基準はね、またその後の実施設計か何か、環境アセスのときにとか言うて、もうこの環境アセスまで行ったら、もう住民が反対しようが何しようがね、意見、言うても、もう大阪府の環境をね、影響評価審査会っていうのは、法令上、問題なければ、もう住民がどない言おうと、もう通してしまうんですよ、その審査会っちゅうのは。だから、ここまで行ってしまったら、もう住民、後でね、こんなものを燃やしてますって、後で、環境アセスメントの段階でね、後でね、知らされても、もう嫌や言うて出しても、もう別にね、法令上ね、何か問題あるようなこと、なかったら、通っちゃうんで、これ、住民、どこで意見を言うのかと。具体的に知らされないまま、ここまで行って、後戻りできない。後戻りする気ないって言っているから、後戻りしなくても、実施協定を締結までには、ちゃんと明らかにすべきじゃないですか、何をどんだけ燃やすということを。でないと、賛成した議員は、もうあとはもうね、責任、

持たれへん。そなん、ちゃんとしてくれると思っていたのに、実施協定、分かれへん、でも、結びますっていうね、そなんであえんかと。だから、私、9月に実施協定、結んではいけないと思います。結ばないでください。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

調整してもうて、もう昼も近いし暫時休憩、お願いします。

委員長（前川和也議員）

じゃあ、先ほどの是枝委員の答弁をもって一旦、休憩と入り、次は、1時からの再開にさせていただきたいと思いますが、皆さん、どうでしょうか。

さっきの答弁をもって、一旦、休憩に入り、1時からの再開にさせていただきます。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらの部分なんですけども、そのごみの性状とかをどういうふうにするかっていうところは、正直な話、まだ事業者とは、まだそのような話は一個もしておりません。

ただ、今回、先ほどから言うてるように、金額、それと手法っていうようなところの実施協定を巻くっていうことでございます。

それと、ごみの受入れ、例えば、タイヤの一つにしても、天然ゴムの分もありますし、天然ゴムで使われてないゴムとかっていうのがございます。そちらのほうをどのような形で受入れするのかっていうのは、これから事業が進んでいく中で決めていくということになってきます。

それと、もう一つ、一番大きな点なんですけど、こちらのほうの提案の中で書かれております。書いているのをそのまま読ませてもらいましたら、こう書いております。

「貴町に認めていただいたものを本事業で受け入れます。」ということになっていますので、貴町に認めていただいたものをということになりますので、こういう形での、今後、こういうごみをどういうふうに入れていくかということは協議していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

これにて一旦、休憩と入ります。次は、1時からの再開でよろしくお願いいたします。

（「午後0時00分」休憩）

（「午後1時00分」再開）

委員長（前川和也議員）

少し遅れまして申し訳ございませんでした。

ところで、最後、部長の答弁で一旦、休憩に入ったんですけど、もう一度、部長、ご答弁、お願いできますでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

産業住民部の新城からご答弁させていただきます、午前中の。

この事業の協定については、基本的なところを定めた、まず基本協定と。新施設の許可・設計・許認可・施設の整備に関する実施協定の２段構成で考え、進めてきたところでございます。中継施設の整備が終わりまして、事業スケジュールを検討する中で、設計と許認可が一定、進んだ段階でなければ、施設整備に関する実施協定を締結しがたいことが分かってまいりましたので、ＳＰＣ側の協議の上、設計と許認可の取得に特化した実施協定を締結することとした次第でございます。このようにしておかないと、不確定要素である中で建設してしまうということもございまして、このような形を取らせていただきました。

焼却処理をするごみの品目につきましても、基本的なところは、事業者側から選出されております（仮称）地域エネルギーセンターと整備運営事業企画提案書に書かれており、１３品目が示されていますが、おのおのごみの品目につきましては、その下段に書かれております。午前中、私が答弁したとおりでございます。本町が認めたごみを受け入れるという形になっております。

そのごみの認定に際しては、本町においては、搬入ごみの審査を行う組織をつくることを想定しており、それは数年以内に実施を考えているところです。

詳細については、その時点での特別委員会でもた報告をさせていただきます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、実施設計ですね、一番最初の。設計と許認可の実施設計ということなんで、これは、許認可が下りなければ、なかなかその次に進めないということなので、非常に大事なね、実施設計になると思います。ということなので、これは許認可、されたら、も

うあとは進むわけですね、話がね。許認可が一番大事なんで、ここの事業で。これは一番大事な実施協定ね、これは、やっぱり非常に大事なね、ここがこけたらね、ここは結ばなかったら、次に進まれへんって言うてるんやから、ここというのは非常に大事なもののやと。簡単なね、次もありますから言うけども、いや、ここが一番許認可でしょうと。大阪府の許認可、受けへんかったら、もう何もないんです、次、進まれない。だから、非常に大事な実施協定なので、これをね、ちゃんと9月に、9月なんてね、もう結ぶとなったら、議会のご意見、お聞きしますなんていう、そんな中身じゃないでしょう。もう、ほぼほぼ決まって、もう変えられませんみたいな。だから、きちっと議会の意見を聞いて、内容によってはね、それは住民説明というのが必要なのかもしれないし、議会の意見、議会の意見も聞かずに、どんどん進めますと、最初で基本設計の議決をしたんだから、あとは何でもありでは、やっぱり駄目じゃないですかね。

ということで、まず、この一番大事な実施協定です、一番最初の。それを9月に急いでね、する必要はないかと思います。きちっと議会に説明もして、そして議会の意見も聞いてね、そして、必要あらばね、住民への説明ということもするということすら検討しないというのかって私はね、ちょっとね、先ほどからのね、住民説明会、しませんとかね、もう、何かもう議会の意見、聞くんか聞けへんのかも分からへんね、そんな状態なので、やっぱりここは、きちっとね、そういうふうなね、ものにさせていただくということね、やっぱり考えないといけないんじゃないでしょうか、当局としては。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、是枝委員のご質問なんですけど、資料3に書かれている協定の概要、そのところの中身がきっちり私たちに説明していただきたいというようなご質問になるかと思いますが。その辺につきましては、今、こちらのほうの協定というのは、担当とSPC側のほうで、かんかんがくがくと進めております。そちらのほうが一定、もし固まりましたら、もし、特別委員会のほうで議員さんのご要望があるようでしたら、そちらのほうで一旦、提案させていただきまして、こういうふうに進んでいますよっていうところはお知らせすることは可能だと思います。

それと、もう1点、住民に、それに対しての説明というところに関しましては、例えば、こちらのほうが、協定が、実際、住民に対しての説明があるかなだろうかというようなところは、また当局、担当のほうで1回、揉ませていただきまして、必要である場合でしたら、もし、住民説明会を開く場合が出てくるかも分かりませんが、その辺のところは、今、ここでやるということは約束はできないということをご了承ください。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実施協定の構成に出ているものや、1回目のね、実施協定の中身について、希望すればね、説明しますよというようなご答弁だったと思います。希望いたします。私は希望いたします、委員長。

ということで、あと、9月ということについては、もう少しきちっとそれをね、議会のね、審議というかね、そういったことを、意見も聞くというスケジュールを組んでいただいた上でしていただきたいので、9月ということには、もう少し後ろにさせていただきたいということは申し上げておきます。

それと、もう1点、さっきご答弁いただいた分、貴町に認めていただいたものを焼却しますと言うけれども、忠岡町が何を認めるかということのをきちっとやっぱり議会ね、住民に説明をするということが必要ですので、それはしていただきたいということで、どうなんでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

まず、一つ目の協定は、ちょっと9月では早いのではなかろうかというようなところがございます。事業者側もそうですけど、私ども、こちらのほうの協定を締結しなければ、次の段階のステップに進めないというところがございます。この協定が一定、進みましたら、私どものほうで、かちっと固まったような状態になりましたら、議長もしくは委員長を通じて、こういう形で固まったよっていうところをお知らせして、今、是枝委員がおっしゃったように、特別委員会に諮っていただきたいというのであれば、それをご提示させていただくという運びになります。ただ、9月以降ってというようなことはお約束できません。もしかしたら、早くなる場合もございますので、その辺はご了解ください。あともう1点……

委員（是枝綾子議員）

貴町が認めていただいたものを、その説明、議会の意見や住民の意見……

産業住民部（新城正俊部長）

申し訳ございません、貴町が認めていただいたごみの中身は何を持って行くかってい

うところなんですけども、そちらのほうに関しましては、そういう部分で進んでいくことになるなろうかと思います。その場合は、議会にも報告する、こういう形で進んでいるっていうところに関しましては、住民に対しても開示はしていくというふうに考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議会への説明と住民への開示ということでは、もう聞くという姿勢をやっぱり持つと、一番大事なところなんでね、賛成した議員の中でも、何を焼却するのかというところに、かなりね、関心を持っている議員もおります。だから、基本協定に賛成したからって全部賛成ということではないというね、部分を残したね、令和4年の1月の臨時議会だったと思います。

だから、そこは決めてしまうね、協定をね、決めてしまう前に、方針、固める前に、住民、議会のね、そういう意見を聞くという場を、やはりいうとこね、という姿勢を持つべきであると思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

議員皆様、住民の皆様の意見を聞くっていうところは大事なことだと、そのほうについては、私どもは認識しております。しかしながら、そのごみの性状、性質的なものというのは、ある程度のところの専門家っていうところのご意見というのを私たちも開示する前に聞く必要がございます。その辺のところを会議体を設けて、その辺のところをきっちりした形が固まり次第、そういうふうな形で開示できれば開示していく。議員にお知らせするというこの手続、取っていきたいと考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

開示、開示と言うんですけど、報告はあっても、決める前に、忠岡町として方針を決定する前に、協定を結ぶ前に、ちゃんとそれをしていただきたいということなんですが、いかがでしょう。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらの答弁のほうは、以前の谷野部長のほうからもあったと思うんですけど、そういうふうな形で、法的にこれをしなければならぬという形になりましたら、私たちもする必要がございますし、今、そこよりもまだ一歩進んで、開示が必要やとか、意見を聞く必要があるっていうことが、私らの担当のほうで判断しましたら、またその辺のところは、そういう手続を取っていきたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

議会や住民の声を聞きながらするという姿勢が、あんまり当初のね、谷野前部長さんときは、そういうふうなことを説明もありましたがね、やはり実際にもう通ってしまったら、基本協定、通ってしまったら、聞く必要があれば聞きますがみたいな、ちょっと弱まっているということなので、やはり議会、住民の意見を聞くという姿勢をね、持っていただきたいというふうに思いますが。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員（是枝綾子議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

この場で今、先生も熱いご答弁、いただいてありがとうございます、心の中では、今、ご意見として聞いておくっていうところにとどめたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

検討をね、やっぱりすべきことですので、大事なことなので、していただきたいと思っています。

委員長、いいですか。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

続きですね。先ほど、プロポーザルにおけるね、業者の選定の在り方というところで、勝元議員がね、言っていた、名前もね、出しますけれども、審議会のね、専門部会のね、会長というかね、やってはる早稲田大学の小野田教授というね……

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

プロポーザルまでの話になっているけど、今、上がっている、この資料に基づいて話がだんだん、だんだん、だんだん広がってきちゃっているのだ。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、ちょっとそれを戻しますけれども。

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そもそも、この業者、この事業が成り立つか成り立たないかというところの、大本のね、ところなので、そういう意見がね、質問が出ていたので、そもそも、こんな議論するというか、こんな事業になっていないかもしれなかったというね、そこに戻れば。ということなので、これについては、やはり忠岡町の認識をね、お聞きしたいと思うんですけども、この方は、大栄環境さんとセットで何かそういうね、エネルギーの発電ですね、ごみ焼却のね、排熱利用の発電をされている方というふうなのはご存知だったのかどうかというところだけ、ちょっとお聞きしたいと……。

委員長（前川和也議員）

是枝委員、その質問は、やっぱりそもそも論になってしまって今回、あくまでもこの新施設の許認可と設計のことに絞って聞いていただけないでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

では、この問題については、じゃあ、どこに聞いたらいいんでしょうか。どこでお聞きしたらいいんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

一般質問ちゃいますかね。

委員（是枝綾子議員）

一般質問で。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、一般質問でってね、おっしゃいましたけど、じゃあ、この特別委員会、要らんのとちやいますか。何のためのこれ、特別委員会なんですか。

議長（北村 孝議員）

いやいやいや、今日のところは、これについてのあれでしょう。だからしたら、今日する話ではないでしょうっていうところです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私もね、新たに出てきた問題とか、化学物質もそうですけど、今日、質問させてもらいました。で、今ね、おっしゃってるプロポーザルのやつだって、私、賛成した側の議員やからね、逆に。何やねんっていうところがあるから、言わせてもらうんですけどね、そんなの最初にちゃんと説明もしてくれていたら別ですけど、今になって、こんなこと、出てきているからね、取り上げるってなったら、こういう場しかないでしょう。

新たに出てきた問題をこの特別委員会で質問するなり、きちんと解明できないってなったら、議会のこの特別委員会、要らんのとちやうってなりますけど、引いたレール、報告内容だけしか質問したら駄目っていう、この特別委員会の在り方自体、どうなんって思いますけど。報告会でしょ、この会議は。

議長（北村 孝議員）

それ言うたらどこまでも話広げてええかやな。

委員（勝元由佳子議員）

ああ、そんなんじゃないですよ。

議長（北村 孝議員）

そういう話になってしまう。だから、できるところは一般質問でできますやんというお話、これも今日に限って今日で終わりとちやう、このごみのクリーンセンターのエネルギーセンターも今日で終わりにしはって、その中でいろんな質問をやってきたでしょう。前に進まへんて。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ただ、一般質問、いえいえ、一般質問っておっしゃられてもね、私ももう削りましたが、45分という限りがあるし、優先順位ある中で、やっぱりできる・できないっていうのもあるわけでしょう。わざわざ特別委員会っていう協議できる場、審議できる場があるんやったら、そこを使うのが本来でしょうっていう。なぜ、わざわざ一般質問に持って行かせようとするのか、私もそこはちょっと疑問に感じていますけど。

議長（北村 孝議員）

議長。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元さん、解釈ちょっとおかしい。

委員（勝元由佳子議員）

何ですか。

議長（北村 孝議員）

今日のところ、これについてですやん。もちろん、調査特別委員会の場、議論はしていいですよ。別にそれはそれでね、やったら、いや、こういうことを聞きたいと多分、委員長に申し入れて、ちょっと別に取ってよと。

今回、今までの場合は定例会ごとにこちらからの提案か何か問題があれば、報告にそれについてのあれしているから、特別委員会は別にこっちから招集もできるんでしょう、ね。そういう場を設けてもらうように要請したらどうですか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の議長のお話やったら、そうやって疑義がまた新たに出てきたときは、委員長に言うて、随時開いてもらったらいいということですか。

議長（北村 孝議員）

随時というか、ある程度まとめて、そら、一個一個、一個のためにやって、また二、三日でまた一個のことで出て、ある程度の期間、設けてね。それはタイミングあるからあ

れやけど、そこの分は、そうせんと。

議長（北村 孝議員）

そこでいろんなこと言うちゃったら、こんなどう整理したらええという話。

委員（勝元由佳子議員）

そうそう。

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

議長が、どこまでも広がるやんっておっしゃいますけど、結局、多分、聞く質問なんか、もう特定のことしかないわけじゃないですか、私はですけどね。それを逆に、そんなわざわざ臨時で、また特別委員会開いてくれっていうのが、今、議長、おっしゃったみたいに、わざわざ開くかもあるし……。

議長（北村 孝議員）

そのための特別委員会。

委員（勝元由佳子議員）

いやいや、じゃなくて、こうやってちゃんと毎回、定例で開いているわけでしょう。そこで質問したらいいじゃないって思っているだけですけど。別にそれ、随時、委員長に言って開いてもらえるんだったら開いてもらったら、それはそれで結構ですけど。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

それは、当然、特別委員会やから、こちらからやったら、開いてもらうようにしてもらように、駄目ですよというようなこともないので、視察もそうですやんか、こっちから行きたい言うて行くあれなんで、もうそういうことも、向こうから提案されて行くところもありますけど、あれも見たいいうことで、今度、16日も行くこともありますので、そやから、別にこちらから委員長に、話聞かせてよというようなことで、委員長に委員会開いてくれ言うことは可能ちゃいますか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回の報告以外のことは、随時、ほんなら、何かあったら、委員長に……。

議長（北村 孝議員）

だから、そんなん、言うてるように、一個一個、一個一個、2日で一個、明日で一個って、そんなん……。

町長（杉原健士町長）

今、言われているのは、取りあえず、審議の途中でですけども、小野田先生の疑義だけやから、やっぱりこっち側も、そのぐらいの部分やったら、担当課、説明できると思いますので。その部分に関しましては、説明させていただきます。

委員長（前川和也議員）

分かりました。じゃあ、先ほどの是枝委員の答弁は、一応していただけるということと、あと、今回は、今回のこの9回目の委員会は、あくまでもこの議題について報告を受けて質疑をするというために招集して、開かれている委員会でありますので、この委員会は、あくまでもこの施設解体と運営事業の設計と許認可の実施協定の概要においてのみということで、それ以外の、もし、あるんでしたらね、その都度、ある程度、たまってしまうとか、期間もある程度見ていただいて要請をしていただくということでもいいでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

副委員長（河野隆子議員）

すみません、今、町長、おっしゃってくれましたことは、今でも担当課の小野田さんの件でもね、説明できるから、説明させますっていう意味合いではなかったんですかね。

委員長（前川和也議員）

答弁をもって、その質問については終わるということです。

副委員長（河野隆子議員）

今回はね。ほんなら、一言だけ、すみません。

この調査特別委員会は、担当課が出してきたこの案件だけっていう、今、縛りがあるふうにも感じたけれども、調査がついていきますからね、例えば、私ら議員が、次の委員会の間でも、調査して、ああ、いろんなこんなことが出てきたわとか、そういうことで、もう一遍確認、招集はできるということによろしいですね。私らがね。いいですね。分かりました。

委員長（前川和也議員）

是枝委員のご答弁は……。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そうしましたら、今、先生のほうから一個人名のお名前が出たっていうところの、大栄環境との関係性っていうところをお尋ねになっていると思いますので、その辺の答弁、させていただきます。

大栄環境は、環境関連企業として広く事業展開しております。また、こちらの委員も、環境部門に関し、深く研究されており、双方が各種研究組織や協議会などで場を共にする可能性はあると考えております。こちらの教授は、現在、廃棄物処理リサイクル分野において産官学連携を前提とした協議会の副会長を務めておられます。

本協議会は、民間や公共を含む64機関が参加されており、大栄環境もこちらの参加機関の一つであると聞いております。そのような関係から、大栄環境が発刊した冊子に紹介されたものと認識しております。

もう一つ、こちらの教授との利害関係っていうようなところもお尋ねになっていたと思います。

プロポーザルにおける事業者の資格審査提出書類を基に、当該委員が会社法上の役員でないことを確認しております。雇用関係や委託関係もないと聞いております。こちらは、大栄環境さんのほうに聞き取り、しております。利害関係に当たらないものとして判断しましたっていうところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

質問じゃなくて、ちょっと意見として。それで。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

役員や雇用とか委託とか、そういう利害関係がないということではありますが、だった、忠岡町の今、進めるこの大栄環境のね、産廃焼却炉の発電は、小野田さんに絶対してはいけないと思う。これで小野田さんがね、やっているね、そういう研究のね、何かそういう発電っていう、小野田さんが関わるようなところの発電がされるということがあれば、これは、遡って、この選定委員会にその人は入れるべきではなかったということが問題になります。今、言うときます。今、言うときますね。だって、そうでしょう、そんな、後で発電するって、もう決まっているわけ、発電ね。だから、これは問題だということは、この委員会で言うとかないと、知らなんだとか、ああ、見逃していたわということになったらいけないから、これはちょっとね、業者選定における公平性ね、その

辺りに関わってくる問題なので、絶対、小野田さん、してはいけないと。関わるようなことはしてはいけないというふうに、9年後、この人がやっているとかね、いうことになれば、もうちょっと、これ、問題やと。そのときには、ここにね、この議員の方ね、どんだけ残っているか、役所の職員さんも、みんな退職していますよ、幹部の方も。

だから、そういうことなので、これは問題やということは申し上げておきます。もう、これは申し上げておきます。してはいけないということで。することないなということで。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、細かいことはね、いいんですけど、ちょっとこの事業の進め方のところでお聞きしたいんですけどね、ごみの種類云々もそうですし、いろいろなところのね、協定締結に向けてね、担当の方とか、担当部局のほうでね、協議・調整されているということで、先ほどからも答弁されているんですけど、そういう内容をちゃんと記録で残しているんですかっちゃうとこなんです。私、少なくとも、私、これまでのね、このごみ処理の公民連携に関係することとかもね、開示請求させてもらっていますけどね、もう文書不存在でね、ないんですよ。経過、何も分からへん。で、実際、今、前回と比べて、谷野部長さん、いてはらないでしょう。メンバーもね、少しずつ替わっていった。そんな中でね、こんなね、もう10年、20年、30年っていうね、忠岡町の将来を左右する大きな事業でしょう。町長だって公約に掲げてやっている事業で。

特殊なことをやっているわけですよ、忠岡町は、ほかの自治体でもあまりやってないようなね、それを急展開でやっているっていうね、だからこそね、住民に対して開示っていうことをさっきおっしゃっていたけど、とてもじゃないけど、開示できる状態、違うでしょう、今、忠岡町。どういう事業の進め方をしているんですか。我々、検証できないんですよ。

職員と業者が何を協議してとか、いつ、どこでどうなってとか、開示請求してもね、取れない、分からないって、そんな事業の進め方、あります。こんな大きい事業って。ちょっとそこ、聞きたいんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらのほうのほうについては、検討委員会等はございます。検討委員会、もう皆さん、ご存じだと思いますけど、そちらのほうの会議体の会議録とかってというのは取っております。

それと、委員、今、おっしゃっているようなことって、事務担レベルでもいいし、そういうところで事業者と協議したっていう内容に関しては、きっちり議事録、取っておくことっていうところのご指摘だと思いますので、そちらのほうについては、今後、そういう場があれば、そういうようなところで議事録を取って、上司に供覧させるなどの共有を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今ね、今後っておっしゃっていましたが。やっぱり今までの分、ないわけでしょう。少なくとも担当者レベルで協議したとか、そういうこと私が言ってるのは、議事録とかね、そういうきっちりしたものじゃないんです。逆に、議事録とかね、何とか委員会とか、何とか会議なんて言うてちゃんとやっているものって、当然、議事録、つくらなあかんから、つくっていると思うんですけど、じゃなくて、日常の協議ですよ。小っちゃいものまで取れとは言わないけど、少なくとも、意思形成過程って私、よく言っていますけど、それが見えるような形でやっていただかないと、どこで誰が何を協議して、どう、これ、決まったんやっていうのがね、分からないこと、多いでしょう。

多分、私以外にもね、住民の方も含めて、ほかの議員の方も含めて、開示請求をね、いろいろされていると思いますが、やっぱり同じような声、出ているでしょう。っていうのは、それは町のね、体質といえば、そうかもしれないですけど、さすがにこれだけビッグなね、大きな事業をしているのに、住民が過去を検証できないって、やっぱりそれはね、行政として、痛いやり方、しているんです。そこは私、逆に副町長にね、ちゃんとその行政のもののね、進め方・記録の取り方っていうところでね、徹底させていただきたい。これも従前から言うてますけど。

副町長（井上智宏副町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

井上副町長。

副町長（井上智宏）

記録は記録で必要なものというか、必要に応じて残すべきものは残さなんでええようなもんも、中にはあります。我々も、いろいろ審議会の下準備、したりとか、していましたが。担当レベルで、それこそ情報交換程度のやり取りするぐらいのもの、きちっとした形で残していたかっていうと、そんなものまでは残していたら、とてもじゃないけど、きり、ないんで、やっていません。

そういったものを積み重ねて、審議会の会議であるとか、部会であるとか、そういったものを運営していくわけですから、その集約されたものが、全て議事録なり、なんなりという形で残っていると思います。

ですから、検討委員会に至るまで、担当はいろいろと協議・調整はしているとは思いますが、それは中身の重要性、そういったものに鑑みて、必要なものは残す、必要でない単なる備忘録までは必要ないというような形でやっていかんと、そこは仕方ないのかなと思いますけども、今後、そういったものを徹底できるようにはしていきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これは、特にこれ、大きい事業なので、特に言うてるんです。多分、事後の検証って、絶対、これ、いるでしょう、こんだけ大きい事業になったらね。だから、なおのことね、保存しておいてください、今で既にないっていうのがね、いろいろあるから、言うてるんです。

だから、今後ね、そこは町長、副町長、それから公室部局、音頭、取って、ちゃんとね、記録の保存っていう、作成保存というところは徹底していってください。お願いします。

委員長（前川和也議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、副町長が答弁されたことについて、問題だと、議員として、チェック機関として

は、問題なことを言っていると思います。必要であるものは残すし、必要でないものは残さない。その判断は行政なんですよね。ということで、必要でないものっていうのは、業者にとって都合の悪いものは必要でないというふうに思い思うということもあって、私、一般質問でもね、しましたけれども、やっぱり必要であろうと必要でなかろうと、これは記録として意思形成過程がね、その経過が分かるものというものは、やはり残しておくべきだと思いますが、どういう基準で残すべき、備忘録とかね、備忘録までね、やっぱり残すべきであろうと思います。

もう電話でのやり取り、あまりないけどもっていうふうにね、思うんですけども、それは、なぜ、言うかということ、井上副町長が、大阪府に令和4年の8月4日に、市町村局ね、に行かれて、新城課長、高木主事も行って、市町村局は藤田補佐、大上総括、岩原主査、渡辺って書いてあるんですけども、そこでね、非常に大事なね、議会の議決に関してのことをね、これ、どなたが言ったか分からないですよ、誰が言うたかって分からへんけれども、これ、大阪府が、忠岡町からの相談記録メモということでね、残していращやる分で、協定締結における事業者選定プロセスあるいは協定書の締結により随意契約利用で充足できるかっていう、聞いているけど、実は、協定書は議決を得る必要がないことから、議決したという重みがないことを懸念ということで、だから、議会でこの協定書を議決案件とね、しとかなないと、重みがないんちゃうかというね、そういう心配のことを忠岡町が相談をしているんですね。それについてね、大阪府の市町村局は、議決を得ることはね、議決自治法第96条第2項の議決事件として議決を得ることは可能だということで、条例で議決事件として定める必要があるという話をしているんです。これ、議決は令和5年の1月ですよ。令和4年の8月4日にこんな話をされてて、そういうことでやけど時期、間に合わない可能性があるのと、时期的に。で、そういうね、条例に定める必要があるので、間に合わない可能性があるというふうな話もされているということで、メモですわ。メモであっても、備忘録かもしれない、メモであっても、こうやって残すっていう必要ね、あると私は思います。

ということで、何か議会のね、議員が、基本協定を議決案件にしてくれっていうふうなね、どなたかが言って、それで議決案件になったけれども、実は、その前に、半年前に、議決案件にね、何かどうのこうのっていうのを、忠岡町と大阪府がしているということは申し上げておきます。

だから、こういうね、相談記録メモっていうこともちゃんと取っとく必要があると私は思いますので、備忘録とか、必要で、忠岡町、必要ないということやから、これを記録してないんですね、作成してないんですね。未作成のためね、不存在いうことだったんですけど、大阪府はちゃんとね、やっぱり相談記録メモって取っていたということで、これは、このことについてね、質問をね、多分、関係ないからということで、切られるとは思いますが、だから、こういう、やっぱりね、ことも、備忘録もやはり記録

として取っておくべきだということは申し上げておきます。

委員長（前川和也議員）

御答弁されますか。この答弁をもって終わります。

副町長（井上智宏副町長）

備忘録、私が言うている備忘録は、ほんまにメモなんで、電話いただいたときにね、紙の裏、使ってね、残すような備忘録まで記録として残せるかということなんです。それが重要なものであればね、また別のところにちゃんとそれは落とし込まれて残っていくものになるとは思いますが、個人的なメモまでね、記録として全て残さなアカンというようなことになると、それ、非常に大変な量にもなるしということなんです。ですから、必要なものは今後、きちっとやっていきますっていうのが基本の答弁でございますので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

もう終わりです。これで制止します。

公文書の管理についてねってという大きな話やと思うので、ちょっとこの委員会では、ちょっとなじまないかなと思いますんで。よろしくお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

私ね、皆さんのご質疑、ちょっとお伺いしてしまして思ったのが、至極真つ当な質問やというふうに、実は思っています。聞かなアカンことを聞いているんちゃうかなと思っています。何、燃やすかとか、一番大事なことやと思いが、僕らが死んでからもね、続く事業ですので、これ、説明責任を果たすということ自体はきちっとせないかんのたしかなんで、それに関しては、町のほうも誠心誠意お答えいただきたいと思います。

で、ちょっとね、議事の進め方なんですけどね、何があかん、アカンってあまり言い過ぎても、何か隠しているように僕らに聞こえてきてね、あんまりよろしくない。オープンなちゃんとした委員会なんやから、そういう形で進めていって、委員会の中で、それはこれに関係ないとか、そんなことはどうのこうの、ある程度、多分、ご用意ね、されていると思いますから、お答えも。ある程度のところは答えれるんなら答えるで、手、挙げて答えたらええと思う。前もって、それはちょっと、よう答えられんねんとか、そんなんがあるんなら、またあれやけれども、もっとオープンな形で議論をすべきやと思うんで、その辺は委員長もまたちょっと考えていただきたいと思います。

そういったところは、今、いろんなご質疑、出ていますけれども、答えられるところ

は答えていつていただきたいと思います。今の町長みたいに、答えれるんで答えろと、僕はそれでいいと思います。だから、その辺、そういうふうな柔軟な対応を取って、説明責任をきっちり果たすと、大事な事業であるのは、もう分かっていることなんで、やっていたいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

松井委員、ありがとうございます。私どももこの事業を進めていく上の中で、分かっているところっていうのは必ず開示していく、ここでオープンにする。尋ねられたことは、お答えできる範囲には全て答えていつているつもりで接しております。誠心誠意の形を取りまして、この事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解ください。よろしく願いしておきます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それでは、私の質問をさせていただきます。

ごみの中継施設、この4月から稼働いたしまして、このセンターの運営、始まりました。4月からクリーンセンターに役場からお1人派遣されておられますよね。何をしているんでしょうか、仕事は。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、会計年度任用職員さん1名、今、向こうのほうで常駐という形で行っておられます。その人につきましては、以前まで、こちらのほうで粗大ごみの申込みセンターの受付という形で会計年度任用職員さん、その受付業務をしていただいております。そちらの電話、いわゆるオペレーターの的な仕事っていうのを向こうの現場でしていただいているっていう形を取らせていただいた次第でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

というものの、実際は何にもしてないみたいなんですが、何のためにいらっしゃるんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、私が答弁したとおりで、オペレーターの仕事をしていると。1日に数十本の、いわゆる粗大ごみの申込みの受付がございますので、センターのね。向こうでやっている人とは別で申込み、やっている部分があるんですよ。その業務をしております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

実際されているのを見たこと、ありますか。何もされてないし、何を問合せたって、ちょっと分からんと答えると。何のためにおるのか。大事な仕事をしているんなら、職員さんが行けばいいし、何のために雇っているのかが分からんのですが。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

もともと、ごみのね、粗大ごみの集配していただく申込みっていうのを、数年前には委託でやっておったんですよ。その電話のオペレーターの仕事。それをうちの会計年度任用職員さんで直営でやっていただくっていうことになって、私、来たとき、令和4年度当初から、もうそのオペレーターの仕事をそこでやっていました。生活環境課の中で。その仕事を今、電話番号を変えて、今、クリーンセンターの中でやっていただいているということです。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

僕と言っている人、違うのかな。もう名前、出すけど、●●●●●●●さんやで、●●●●●●●の。そんなん、電話の受付なんかやってないよ。何をしているって言うんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実際のところ、委員、やってないのと違って、やっているんですよ。で、クリーンセンターの受付じゃないですよ。クリーンセンターに持ち込まれるごみの受付じゃないんですよ。

委員（松井匡仁議員）

何をやっているんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

粗大ごみの申込みの整理券を頂く、粗大ごみを家まで取りに来ていただく、その人の申込みですわ。500円の整理券っていうのがあるんですよ。貼るやつ。その申込みの受付をやっているんです。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ごめんなさい、それって、誰がその電話番号を直接そこだけにかかる電話をずっとその人が1人で待っ取るんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらのほうはね、今、新しくそちらのほうで電話番号があるんですよ。それで、一応、向こうの電話は可動式に、移動式の電話になってなっていますので、それだけじゃなくて、ごみの性状とか、もし、見に行ってもよねとかってというような緊急的なもんがあったら、そちらのほう、動いていただけるという体制を取っております。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それ、必要ですか。お金出して。役場でできるやん、そんな簡単なこと。何でそんなもんにわざわざ1人、出して、そうやってやっています。全く要らんとするけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

役場でやっていたやつを向こうでやっていってもらおうという認識でいただいたら。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

何で向こうでそれを、役場でやっていたやつをやらないかんですか。別に職員さんで、この中で簡単にできる仕事やないですか。何ができへんですか。

議長（北村 孝議員）

向こうに1人置くいうって、うたわれとったんちゃうん。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

向こうで中継施設のところが職員を1人置くというようなところもありました。今、議長お示しのように、そのときに、役場でそのオペレーターの仕事を、特化した仕事をずっとやっていたんですよ、令和5年度までね。それやったら、ここで特化した仕事を、ここで電話を受けたりするのであれば、向こうで電話を受けて、向こうのごみの性状調査もできるだろうというようなところで、向こうのほうで仕事場を替えていただいたという形でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

大事な仕事やったら大事な仕事で、職員が行けばええやん。ちゃんと職員さんがやったらええやん。1人、置くって決めていたんなら、職員がちゃんと1人、入ったら、そんな会計年度さん、別にそんな人を、わざわざここから引っ越しさせて、受付させる必要なんて全くない。大事な仕事で、ごみの性質、見らなあかんとか、そういう業務があるんであれば、実際はそなん、してないらしいけど、あるんであれば、職員さんが行ったらいい。何が、僕言うていること、間違うてますかね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実際、定数の正職員がそこに行くっていうことになりましたら、そこだけの仕事っていうのも大事になってくると思うんですけども、今、これからごみの性状とかっていうのを会計年度任用職員さんでもできるんじゃないかなというようなところもありまして、配置をそこにしたというような次第でございます。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

もう、僕は全く必要ないと思いますが。またお聞きするようにします。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと今のね松井委員の質問に係る部分って、以前も多分、私、1回目のごみ処理、この委員会ぐらいで多分、質問して、谷野部長、答えてはったと思うんですけど、要は、現場に職員、置くってずっと言うてはったでしょう。町長も何かね、現場に置けっていうのは、多分、議員時代からも言うていたっていうことでね、言うてはったから、それをやろうとしていたっていうのは分かるんですけど、当時っていうか、最初のね、特別委員会のときも、そんなごみの性状を見るだけに、ずっと正職、置くんか、どないすん

のか、職員の配置、どないすんねんみたいなことをね、言うたら、一応、何かちゃんとチェックできる体制で、一応、検討しますっておっしゃってて、それが多分、今のこの体制になっているんやなと今、認識したんですけどね。

結局、会計年度さんって、聞いている限りですけど、一般住民さんの素人さんを置いているわけでしょう、言うてみたら。そのごみの性状チェックって何を基準に何を見ているんですかって、そこなんですけど、そんな素人の人が見て、言葉、悪いですけどね、分かるような、そんなもののことをやっているのかとか、ちょっと町は何をしようとしているのかが見えないんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、担当のほうから聞きましたら、今、チェックマニュアルとかっていうのは、まだ作成してない状態なんです。それと、今現在、行っている会計年度任用職員さんにつきましても、会計年度任用職員ですけど、それなりの経験者でございます。それがお休みのところのときに、行っている会計年度任用職員さんも、私たち生活環境課のOBの方に行っていただくというようなサイクルを組んで、今後、ごみの性状とか、チェックできるところはできるんじゃないかなというふうな考えであります。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

経験者っていうのは、この方。今、言うている会計年度さんって、何か経験者なんですか、ごみ関係の。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

もともと、廃棄物関係の仕事をしておりまして、その廃棄物関係のお仕事っていうところで、会計年度の採用条件で採用しております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですか、採用のときに、採用条件というか、廃棄物業務に従事した経験のある人ということで採用しているという認識で合っていますか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらの人物については、そのような形でやらせていただいております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。じゃあ、さっき私、ちょっと素人さんって言ってしまいましたけど、そこはもう違うということなんですね。分かりました。

ただ、ちょっとね、非常勤さんの扱いは、私もううんって思っと思うところがあるので、そこはちょっと見直しというか、追ってちょっと一定、個別では言わせてもらいますけど。一応、置きます。

委員長（前川和也議員）

他に。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、部長のね、答弁をお聞きして、ちょっとあれっと思ったところがあったので。4月から役場から1名、中継施設に常駐の方は、会計年度任用職員をずっとっていうんですかね、前の年度から。今年度、6年度じゃなくて、前の年度から粗大ごみの受付をしていた方だというふうにおっしゃったけど、そうですか。この方、そうなのかなっていうところで。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

その方におかれましては、基本的な分はオペレーターの仕事っていうところでやっていただいております。

委員（是枝綾子議員）

いやいや、去年度。令和5年度。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

本庁のほうでオペレーターの仕事をやりながら、ごみの経験もありますので、中での事務で少しできるようなことはやっていたいているということになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和5年度、この方、会計年度任用職員で採用されていた方なんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私も、この方のお名前は、廃棄物減量化推進審議会の委員の方で、そうじゃなかったですかね。その方は、そういう審議会の委員と会計年度を兼ねていらっしゃったということですかね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

この会計年度任用職員さんになったときに、廃棄物減量委員会の委員は辞退していただきました。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

住民のね、ご代表で、委員としてね、入っておられたというのは、専門的なね、意見をね、やっぱり言ってほしいと思ってなってもらったのに、わざわざ辞めていただいて、そんなオペレーターの仕事をするって。経歴ね、直接はそんな、私、存じ上げない方ですけれども、かなりのね、そういう知識を持っていらっしゃる方だというふうにはお聞きしておりますので。ただ、オペレーターの役割だけで行っているというよりも、やっぱり町議会の委員としていらっしゃるほうがいいんじゃないかなというふうには思いましたが、会計年度任用職員として雇うために、審議会の委員はもう辞めていただいたという、そういうことですね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

結果としては、そういうふうになりますね。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

あまり詳しいことは分かりませんので、その辺のことは。ちょっと、ふうんっていう感じでね、何、されているんやろうなという、私は、ちょっとね、この2か所に、すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

中継施設のほうで受付と、役場のほうで受付と粗大ごみの受付、両方やっているということですね、会計年度任用職員なり、ちょっとそういう非正規の方雇って。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

役場での申込みセンターの受付はやっておりません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

ああ、やってないんや。ほんじゃあ、直接向こうだけなんや。分かりました。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、これにて質疑は終結といたします。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

どうも慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。

何も、忠岡町を悪くしようというような計画でもございませんし、公害をまき散らすようなことでもございませんので、その辺は私もしっかりと職員と密に話をしながら、この事業を前へ進めていきたいと思います。

余談ではございますけれども、お隣の岸和田市の議員さんで、何か施設の反対意見で、何や、まだできてもないうちの施設と、まだできてもない和泉市の施設で、合計400トンの煙をまき散らすとか言うて、何や騒いでる先生がおりますけれども、自分とこの岸和田の400トン炉の煙突の話は一個も出さんと、まだできてもない煙突の話を出されているというのが、いささか私も気分が悪いところです。また一度、会うたら、1回、何かお互いに膝と膝を突き合わせて、いろんなところで話をしていかなあかんと思っております。

反対は反対で、反対の意見は聞けるところはあるんですけれども、聞けないところは、やっぱり1回、お話ししたいなと思うこともあります。

余談ではございますけれども、今日は慎重にご審議いただき、また、松井先生からのほうもあつたように、はっきりと言えるところは、はっきりとこの場でものを言うようにさせていただきます。

それと、河瀬議員もね、前で渋滞するとかいうようなことでございますけれども、そ

の渋滞問題でも、そうです。もし、これ、広域のほうで行きますと、1時間、1時間半っていう渋滞は、ざらのお話でございまして、忠岡町であつたら、二、三台の渋滞だかな、とかいうような形もありますので、忠岡町の住民の皆様方の安心のためにも、いろいろ考えながら、前へ進めていきたいと思います。

本日は誠にご苦労さまでございました。

委員長（前川和也議員）

これにて閉会いたします。

（「午後1時52分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年6月25日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前 川 和 也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 勝 元 由佳子